

令和3年11月8日

各鉱山・製錬所鉱業権者・鉱業代理人 殿

中国四国産業保安監督部四国支部

火薬類の数量確認の厳格な管理の実施について

標記の件について、経済産業省産業保安グループ鉱山・火薬類監理官より下記のとおり注意喚起がありました。

記

鉱山における火薬類の数量確認について、令和元年度からの3年間で、既に6件の火薬類紛失に関する事故が発生しています。

事故に対する産業保安監督部による鉱山事業者及び火薬事業者に対する立入検査の結果等を踏まえると、鉱山事業者側において火薬類の受け入れ時の数量管理をより厳格に行うことにより事故を防ぐことが可能であったこと等が判明しました。

つきましては、同様の事故を未然に防ぐ観点から、以下の点について注意喚起を行います。

- ・火薬類を鉱山に受け入れた時点で、正確な数量確認（箱詰めや袋詰めの場合はその中身についても確認）を行うこと
- ・火薬類を運搬・使用する時点での数量管理を適正に行うこと

(鉱山保安課主管)